

公的研究費の管理、研究不正防止に関わる基本方針

株式会社日本製鋼所は、公的研究費に係る不正防止の取り組みに対し、以下の基本方針を定める。

I. 責任体制

- 1) 最高管理責任者：代表取締役社長
社内全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。
- 2) 統括管理責任者：新事業推進本部長
最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について新事業推進本部を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- 3) コンプライアンス推進責任者：新事業推進本部管理部長
新事業推進本部内における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

II. ルールの明確化と関係者の意識向上

- 1) 統括管理責任者は、公的研究費に関する統一的な事務処理手続のルールを定め、公的研究費の運営・管理に関わる全構成員（研究者、事務担当者、管理者）にこれを周知する。
- 2) コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の不正使用を未然に防止するために不正防止計画を策定し、実施する。
- 3) コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる構成員に対して、公的研究費の受領・使用にあたってのルールと会社の手続きルール、不正防止の仕組みをコンプライアンス教育にて周知する。
- 4) 公的研究費にかかる物品取得に際し、見積・発注、検収、支払の各行為は、研究開発部門に属さない各業務組織別担当者が行う。
- 5) 公的研究費かかる物品取得、出張などの出費に際し、所属部門長の承認・決裁を得た上で実施し、その精算については証憑に基づいて行う。

III. 告発等の取扱い、調査および処分

- 1) 公的研究費の不正使用および研究活動の不正行為に関する通報を社内外から受け付ける窓口を設ける。
- 2) 通報窓口の運営にあたって告発者、被告発者を保護する方策を講じる。
- 3) 社内外から通報を受けた際は、研究活動の不正行為や研究費の不正使用に対する疑義が生じた場合、あるいは事実確認が必要な場合は、調査を実施する。
- 4) 調査した結果、不正行為や不正使用が認定された場合は、就業規則等に従って該当者を処分する。
- 5) 物品取得や役務提供等に関して不正に関与した取引先については、期間を定めて取引停止措置等を行う。

IV. モニタリング

公的研究費を適正に執行するために、発注・検収・支払等の実施状況および会計書類を確認し、物品の実査等を行う。

施行 平成 29年 4月 1日
改訂 1 2018年 4月 1日